

# 運営推進会議開催報告書

開催日 令和7年 9月26日 13:30~14:30

出席者	議題
利用者	1. 実績報告
利用者家族	2. 虐待防止委員会
地域住民の代表者	3. 身体拘束について
市職員	
地域包括支援センター職員	
事業所	

## ご意見等のまとめ

### 1. 実績報告

グループホームらしく令和7年8月、令和7年9月の主な出来事について報告させていただきます。

### 2. 虐待防止委員会

①体に拘縮がある方がトイレ介助時に苦痛を訴える。この場合トイレ介助は虐待となりうるか？

- ・トイレで排泄するという意図があり、それを介助するのであれば虐待ではないと思う。
- ・恐怖心から苦痛を訴えている可能性もあるので、どんな気持ちから苦痛を訴えているかを考える。
- ・拘縮の改善も考えた方が良い。
- ・本人の状況等をきちんと記録に残し、周りの理解も得ていく。

等のご意見をいただきました。今後本人の気持ちを考え、場合によってはトイレ介助を中止する等を行い、それらを記録に残していきます。拘縮の改善については主治医と相談したいと思います。

②歩行に恐怖を感じる方の歩行介助を行うことは虐待となりうるか？

- ・支え介助で歩行できていればいいと思う。
- ・本人が難色を示すなら声かけの言葉に気を付ける。
- ・きちんと計画に定めてそのとおりにしていればいいと思う。
- ・場合によっては歩行器の使用も考える。

等のご意見をいただきました。今後も歩行の介助について計画に定め、声掛けの言葉に留意し本人の様子によっては中止したり、器具の使用も視野にいれていきます。

③食事や水分の摂取を拒む利用者様について、しつこく摂取を勧めることは虐待となりうるか？

- ・無理やり食べさせたり、声かけの仕方によっては虐待となりうるので注意する。
- ・食器やスプーン等を変えたり、お酒の瓶から水をそそぐ等環境を変えてみる。
- ・色々と工夫をしてみてダメであればそういう日だとあきらめることも必要かもしれない。

等のご意見をいただきました。食事や水分の摂取時は環境等を工夫し、声かけに気を付け、無理強いをしないようにしていきます。

### 3. 身体拘束適正化委員会

トイレ介助や洗面所への移動等動く際に怒り噛みついたり、叩いたりする利用者様への気分の落ちつくような薬の使用について。

- ・主治医とよく相談したうえで使用するのであれば問題ないと思う。
- ・嫌がり怒りをあらわにするのであれば行動そのものをやめておく。
- ・怒っていてもスタッフ側は楽しんで怒りを聞き流せたらいい。

等のご意見をいただきました。今後は本人が嫌がり怒るようであればその行動そのものを中止し、薬を使用する場合でも主治医と相談し本人の活動に影響の少ないようにしていきます。